

# 白岡市

(更新年月：R6.2)

## 限定特定行政庁の設置 (H2 4.4.1)

|   |   |
|---|---|
| 市の対象建築物等<br>について<br>令第 148 条第 1 項に定<br>める事務       | ①建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号の建築物<br>②建築基準法施工例第 138 条の工作物のうち以下のもの<br>(いずれも①の建築物以外の建築物の敷地内に築造するものを除く)<br>・高さが 6m を超え 10m 以下の煙突<br>・高さが 4m を超え 10m 以下の広告塔、広告板、装飾等、記念塔その他これらに類するもの<br>・高さが 2m を超え 3m 以下の擁壁<br>※その他は、 <a href="http://www.city.obiike.lg.jp/kyouka/kyouka.html">埼玉県越谷建築安全センター</a> (Tel:048-964-5260) へお問い合わせください。 |
| 建築基準法に<br>基づく条例等                                  | ① <a href="#">埼玉県建築基準法施行条例</a><br>② <a href="#">埼玉県建築基準法施行細則</a><br>③ <a href="#">埼玉県建築基準法施行規則</a>  |
| 積雪荷重<br>(垂直積雪量)                                   | 30cm<br>ただし、H12 建設省告示 1455 号第 2 の式(*)により算出した数値が 30cm を超える場合は、<br>当該数値<br>* 垂直積雪量(m) = 0.0005 × 標高(m) + 0.28   |
| 地表面粗度区分   | III (H12 建設省告示 1454 号第 1)   |
| 基準風速(V <sub>0</sub> )                             | 32m/s (H12 建設省告示 1454 号第 2)   |
| 法 22 条の指定区域                                       | 市街化区域全域(防火地域・準防火地域を除く) <a href="#">※白岡市都市計画図ホームページリンク</a>   |
| 県が指定した浄化槽法<br>定検査機関                               | <a href="#">(社)埼玉県浄化槽協会</a><br>〒360-0841 熊谷新堀 915 番地 10 Tel:048-533-4700  |
| 日影規制の<br>注意点                                      | 市街化区域だけではなく、新築・増築を問わず、市街化調整区域に日影を落とす場合も、日影規制がかかります。<br>必ず周辺(市外含む)の市街化調整区域の容積率を確認してください。<br>(別添、形態規制一覧参照)<br><br>日影規制における測定戦の設定方法について(法第 56 条の 2)<br>閉鎖方式、発散方式のどちらでも構いません。<br>ただし併用することはできません。<br><br>日影図作成の際の真北について(法第 56 条の 2)<br>現地で測定してください。   |
| 凍結深度について<br>(H12 年建告 1347 号)                      | 凍結深度の算出方法等については、設定しておりません。  |
| 角敷地等の指定<br>について<br>(法第 53 条第 3 項第 2<br>号の規定による敷地) | <a href="#">埼玉県建築基準法施行細則(第 11 条)</a>  |

|   |   |  |               |
|---|---|--|---------------|
| 高度地域  | 市内全域指定なし                                    |  |               |
| 建築事業報告書の提出を要する中高層建築物  | <a href="#">埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱に規定</a> |  |               |
| 建築基準法第 69 条に基づく建築協定区域   | 地区整備計画区域                                    | 条例で定めている主な事項   | 条例有無          |
|   | テクノパーク白岡地区                                  | 建築物の用途・容積率・建蔽率   | 有             |
|   | 白岡物流センター地区                                  | 建築物の用途・敷地面積  | 有             |
|   | 宮山団地地区                                      | 建築物の用途・容積率・建蔽率・敷地面積・高さ   | 有             |
|   | 白岡西部産業団地地区                                  | 建築物の用途・敷地面積・壁面の位置・高さ・緑化率                                       | 有             |
|   | 白岡ニュータウン地区                                  | 建築物の用途・敷地面積・壁面の位置・形態又は意匠                                       | 有             |
|   | 野牛・高岩地区                                     | 建築物の用途・敷地面積・壁面の位置・形態又は意匠                                       | 有             |
|   | 白岡駅東部中央地区                                   |  | 無             |
|   | <a href="#">※地区計画ホームページへリンク</a>             |  |               |
| 各種届出  | 種類  | 対象   | 時期            |
|   | 防災計画*1                                      | 高さが 31m を超える建築物等   | 確認申請の前まで      |
|   | 建築物環境配慮制度*2                                 | 床面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物                                | 工事着工の 21 日前まで |
|   | 福祉のまちづくり条例*3                                | 特定生活関連施設   | 工事着工の 30 日前まで |
|   | 建設リサイクル法*5                                  | 解体工事で床面積が 80m <sup>2</sup> 以上、新築・増築等で床面積 500m <sup>2</sup> 以上等 | 工事着工の 7 日前まで  |
|   | 長期優良住宅*4                                    | 認定を希望する場合  | 工事着工前まで       |
|   | 低炭素住宅*6                                     | 認定を希望する場合  | 工事着工前まで       |
|   | 建築物省エネ法*4                                   | 認定を希望する場合  | 工事着工の 21 日前まで |
| 届出先 *1→ <a href="#">埼玉県建築安全課</a><br>*2→ <a href="#">埼玉県越谷建築安全センター</a><br>*3→市経由（受付） <a href="#">埼玉県越谷建築安全センター</a><br>*4→法第 6 条第 1 項第 1 号から 3 号の建築物は <a href="#">埼玉県越谷建築安全センター</a><br>*5→法第 6 条第 1 項第 1 号から 3 号の建築物又は工作物は<br><a href="#">埼玉県越谷建築安全センター杉戸駐在</a><br>*6→法第 6 条第 1 項第 1 号から 3 号の建築物又は工作物は <a href="#">埼玉県建築安全課</a> |   |  |               |
| その他の事項  | 消防法のお問い合わせは白岡消防署（Tel:0480-92-1800）          |  |               |

注）ここに記載されている内容は概要です。

詳細は白岡市都市整備部建築課までお問い合わせください。